

ちゆ
ちむ美らさ

第110号

発行: 北部農林水産振興センター
農業改良普及課

住所: 沖縄県名護市大南1-13-11

電話: 0980-52-2752

FAX: 0980-51-1013



第8回

ディスカバー農山漁村(むら)の宝
山原女性農業者の会 選定!

- 目次 -

- 1P 山原女性農業者の会
ディスカバー農山漁村
(むら)の宝選定
- 2P サヤインゲン栽培技術
- 3P インボイス精度について
- 4P 伊是名村の農業



代表: 岸本氏

岸田総理との記念撮影

内閣官房及び農林水産省は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化、所得向上に取り組んでいる優良事例を「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として選定し、全国に発信することとしています。

令和3年度の第8回選定では、全国651件の応募の中から34地区及び4名が選定され、沖縄県からは「**山原女性農業者の会(会長: 岸本信子)**」が選定され、12月9日に内閣総理大臣官邸で行われた選定証授与式に同会代表の岸本信子氏が参加しました。



内閣総理大臣官邸での授与式



関係副大臣との記念撮影

山原女性農業者の会

- 平成19年に北部地区の女性農業者で結成され、農業経営及び農家生活の安定化と地域農業の健全な発展のため、農業経営に関する勉強会や地域食文化の継承活動、農泊関連活動、若手農業者の育成等、地域資源を活用した様々な取組を構成員ひとりひとりが積極的に実施しています。
- これまで培った知識・技術を次世代へと繋ぐため、若手農業者が加入しやすい体制の検討や柔軟な活動展開のための工夫により、知識・技術を継承していくこととしています。



沖縄総合事務局への選定報告



沖縄県農林水産部への選定報告

今回の選定内容の詳細については、
以下HPをご確認ください。

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」
HP:

<https://www.discovermuranotakara.com/sentei/select8/no38/>

(担当: 富村)

バックナンバーはこちら→ <http://www.pref.okinawa.jp/site/norin/norin-hoku-nokai/timutyurasa.html>
または右上QRコードでご覧になれます。

サヤインゲン 冬場の低温に注意しましょう!

注意① 寒やけ 病気ではありません!



葉やけ



莢片側のみ褐変



莢先端のみ褐変

- ・特に、冷たい風が直接当たって乾燥した場合や、曇天・多湿・高温で生育したやわらかい莢に急な低温が遭遇した場合に発生しやすい。
- ・気温が13℃を下回ると落夾、奇形夾も増える!

注意② 菌核病 低温・多湿の条件で発生しやすい

- ・葉・茎・莢の株全体に発病
- ・初めに水浸状の病斑を生じ、次第に軟化
- ・白色の菌糸が密生し、表面にネズミの糞状の菌核を形成
- ・菌核が土に落ちて翌年の発生源となる (土中で5年以上生存)



1月～3月の曇天・雨天が続く場合は要注意!

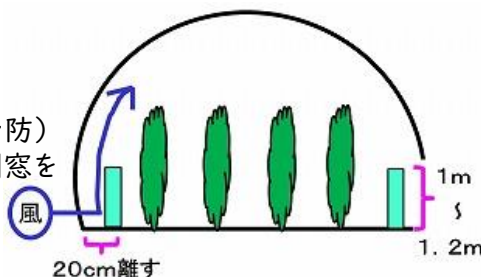
対策

- ◎ 作物に直接寒風を当てない → ハウス内に二重カーテン (内張カーテン) 設置

ハウス内二重カーテン

設置時期: 12月～3月

多湿状態を緩和 (菌核病予防)
するため夜間は風下側の側窓を
10cm程度開ける



- ◎ 換気 (側窓の開閉) や老葉を除去して通風改善を図る
- ◎ 快晴で気温の低い夜間は、放射冷却を防ぐため、風下側を少し開ける
- ◎ 最高気温が15℃下回ったら菌核病の発病前に登録農薬の予防散布
- ◎ 菌核病が発生したら登録農薬を散布 (夕方までに作物表面の薬液が乾くように)
- ◎ 菌核病の被害株・果実は、ビニール袋に入れて圃場外へ持ち出して処分する
- ◎ 追肥 (液肥) は少量多回数に分け、葉面散布を行う (低温は根の活力が低下するため)

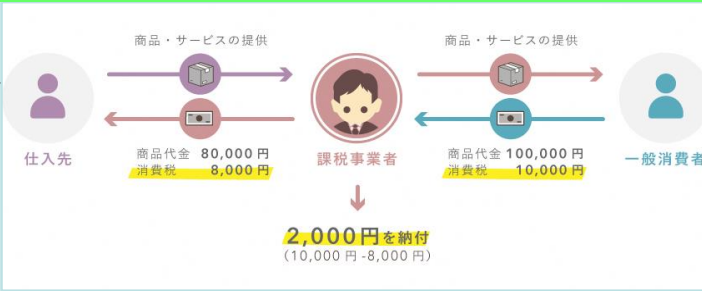
インボイス制度について簡潔に紹介します

2023年10月から導入される

「インボイス制度(正式名称:適格請求書等保存方式)」とは

消費税の「仕入税額控除※」に関する新たな制度で、今後はインボイス制度に登録しない課税事業者(課税売上高1000万円以上)は、以後、仕入税額控除を受けられません。

※仕入税額控除の仕組み



左記では、「仕入時に払った消費税」が8,000円、「売上時に預かった消費税」が1万円、消費税込額は11万円、消費税納付額は2,000円となる。しかし、**今後は仕入先がインボイス登録事業者でなければ、消費税納付額は、1万円となる。**

適格請求書等とは、下図のイメージの書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)をいいます。

区分記載請求書 (現行制度)	適格請求書 (インボイス制度 (2023年10月~))																								
<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 御中 ●●事務所</p> <p>ご請求金額: ¥11,460</p> <table border="1"> <tr><td>商品A</td><td>¥6,600</td></tr> <tr><td>商品B (※)</td><td>¥3,240</td></tr> <tr><td>商品C (※)</td><td>¥1,620</td></tr> <tr><td>小計</td><td>¥10,500</td></tr> <tr><td>税額</td><td>¥960</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥11,460</td></tr> </table> <p>② (10% ¥6,600) (8% ¥4,860)</p> <p>① (※) 軽減税率8%適用商品</p> <p>従来から記載している内容 +</p> <p>① 軽減税率の対象である旨 ② 税率ごとの合計金額</p>	商品A	¥6,600	商品B (※)	¥3,240	商品C (※)	¥1,620	小計	¥10,500	税額	¥960	合計	¥11,460	<p>請求書</p> <p>〇〇株式会社 御中 ●●事務所</p> <p>登録番号: T1234567890123</p> <p>ご請求金額: ¥11,460</p> <table border="1"> <tr><td>商品A</td><td>¥6,600</td></tr> <tr><td>商品B (※)</td><td>¥3,240</td></tr> <tr><td>商品C (※)</td><td>¥1,620</td></tr> <tr><td>小計</td><td>¥10,500</td></tr> <tr><td>税額</td><td>¥960</td></tr> <tr><td>合計</td><td>¥11,460</td></tr> </table> <p>② (10% ¥6,600) 消費税 ¥600 (8% ¥4,500) 消費税 ¥360</p> <p>① (※) 軽減税率8%適用商品</p> <p>従来から記載している内容 +</p> <p>① 軽減税率の対象である旨 ② 税率ごとの合計金額</p> <p>① 登録番号 ② 適用税率 & 税率ごとの消費税額</p>	商品A	¥6,600	商品B (※)	¥3,240	商品C (※)	¥1,620	小計	¥10,500	税額	¥960	合計	¥11,460
商品A	¥6,600																								
商品B (※)	¥3,240																								
商品C (※)	¥1,620																								
小計	¥10,500																								
税額	¥960																								
合計	¥11,460																								
商品A	¥6,600																								
商品B (※)	¥3,240																								
商品C (※)	¥1,620																								
小計	¥10,500																								
税額	¥960																								
合計	¥11,460																								
<ul style="list-style-type: none"> ・インボイス制度を受けるには税務署に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し適格請求書発行事業者として登録される必要がある。 ・免税事業者は、適格請求書を発行できないので、課税事業者から取引を断られる可能性がある。 ・免税事業者は、取引先が免税事業者であれば、インボイス制度に登録する必要はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適格請求書発行事業者になると、税務署より登録番号が与えられる。 ・課税事業者のみが、インボイス登録事業者(適格請求書発行事業者)になれる。 ・免税事業者(2年前の課税売上高が1000万円以下)でも申請すれば課税事業者になれる。 ・免税事業者は、消費税を納付していないので、課税事業者になるかどうかは慎重な判断が必要。(自身の経営にとって損か得か) 																								

要注意!!

農業者(免税事業者)は、取引先に、課税事業者がいる場合、仕入税額控除が必要な為、インボイス登録事業者になることを求められる可能性があります。

JA等出荷団体に出荷している組合員については、適格請求書の交付義務が免除される。(インボイス登録事業者にならなくても良い) *

資料参照:「自営百科 インボイス制度とは?5分で分かる要点」

* 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A 問37より (担当: 諸喜田)

伊是名村の農業

伊是名村では、さとうきび、水稻を中心にタマネギ、かぼちゃ等の園芸品目が栽培されています。今回は各品目の生産状況を紹介します。

さとうきび

サトウキビは、伊是名村において最も生産額が多く、北部地区の33%を占める品目です(図1)。機械収穫も約80%と進んでいます。伊是名村はイネヨトウの発生が続いており、毎年共同防除(写真1)を実施し被害のまん延を防いでいます。今期も台風による影響も小さく生育は順調でした。12月10日に操業開始し、22,551tの収穫を見込んでいます。

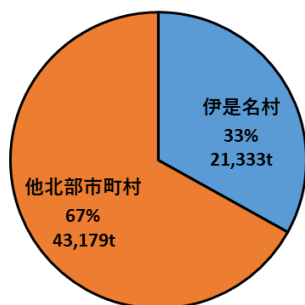


図1.北部地域におけるサトウキビ生産量(R02/03期)



写真1.共同防除

水稻

伊是名村では、「ひとめぼれ」を栽培しています。今期の生産量は177t、生産面積44haと共に前年並みでした。また、今期から琉球泡盛原料用の県産長粒種米の生産にも取組ました。(琉球泡盛テロワールプロジェクト) いずれの作型においても台風の影響も無く順調な年でした。



写真2.現地説明会(オンライン)



写真3.収穫風景

琉球泡盛テロワールプロジェクトについて



園芸品目

伊是名村では、施設品目としてピーマン、露地品目としてタマネギ、カボチャ、トウガンが栽培されています。しかし、高齢化、施設の老朽化等もあり、生産額は伸び悩んでいます。最近では軽石による船便欠航による出荷計画の影響もありました。関係機関と連携し、生産振興に向け、生産者の技術向上と単収向上に取り組んでいます。



写真4.軽石で潑貨(トウガン)